

## ○猟銃等の製造及び販売事業者に対する指導の強化について

〔昭和五十三年六月十九日 五十三機局第三百三十三号〕  
〔県知事あて 通商産業省機械情報産業局長〕

最近猟銃等関係事業者の事業場から猟銃や専用部品が不正に持ち出される事件が発生しておりますが、猟銃等関係事業者の製品等の保管管理に厳格さを欠くようなことがありますと、公共の安全確保上由々しき問題を惹起する恐れがあります。

については、今後猟銃等の保管管理に万全を期するため、武器等製造法の厳格な運用に努めるとともに特に下記事項につき貴管内猟銃等関係事業者に対する一層の指導強化方特段の御配慮をお願いいたします。

### 記

- 一 銃器（要修理銃を含む。）の保管場所及び保管方法の再点検及び要改善事項の早急措置
- 二 法第十九条の二第一項に規定される「正当な事由」の厳格運用及び正当事由に基づく保管設備からの持ち出しの際の銃器管理の徹底
- 三 検査不合格品や陳腐化商品等いわゆる「売り物」にならない銃

器等の適正処分及びその確認体制の確立

四 専用部品の員数管理の徹底及び部品の不正流出防止のための管理体制の確立

五 事業場への出入者管理の徹底

六 銃番号刻印機その他銃器製造、修理設備の管理の徹底

七 銃器の保管、管理に関する従業員教育の強化